

AI翻訳における課題

<課題①> 不適切な主語の補い方

主語を補足する際に「首相」が充てられているため、「法務大臣」を指す語句(単数の"they"や"That Minister"等)にすべきである。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

第二十三条四項 **法務大臣**は、第一項又は第二項の規定により認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

【AIによる実際の翻訳結果】

(4) If the Minister of Justice rescinds certification pursuant to the provisions of paragraph (1) or (2), the **Prime Minister** must issue public notice of this in the official gazette.

<課題②> 訳語の不統一、「法令用語日英標準対訳辞書」・「法令翻訳の手引き」への準拠

(1) 訳語の不統一

以下の訳は、いずれも誤りではないが、訳語が異なることにより、意味が異なるものであるという誤解を生じさせるおそれがあるため、いずれか一方に統一することが望ましい。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

第六条七号 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な**手続の進行**について定めていること。

【AIによる実際の翻訳結果】

(vii) Standard **procedures for the process** from the commencement to the termination of private dispute resolution procedures have been established.

第十四条三号 第六条第七号に規定する認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な**手続の進行**

【AIによる実際の翻訳結果】

(iii) the standard **operation process** from the commencement to the termination of certified dispute resolution procedures as prescribed in Article 6, item (vii) ;

(2) 「法令用語日英標準対訳辞書」・「法令翻訳の手引き」への準拠

以下の訳は、いずれも誤りではないが、法令翻訳の手引きにおいて、義務の表現(～しなければならない)や定義規定(～とする)では、「shall」を用いないこととしているため(※)、置換が必要。もっとも、一律に一つの語に変換することはできず、人によるチェックが不可欠。(※「shall」は多義的であるため)

○債権管理回収業に関する特別措置法施行規則

第四条二項 債権回収会社は、法第七条第一項に規定する届出をしようとするときは、別紙様式第四号により作成した変更等届出書に、前条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して、法務大臣に提出**しなければならない**。

【AIによる実際の翻訳結果】

(2) When a claim management and collection company intends to make a notification as prescribed in Article 7, paragraph (1) of the Act, it **shall** submit to the Minister of Justice a written notification of change, etc. prepared using appended form 4, and attach thereto the documents listed in the items of the preceding Article which pertain to the change.

第十条 法第十七条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項**とする**。

【AIによる実際の翻訳結果】

Article 10 (1) The matters specified by Ordinance of the Ministry of Justice as prescribed in Article 17, paragraph (2) of the Act **shall** be the following :

mustに置換可能

mustに置換不可、正しくは are to